令和6年度盛岡地区広域消防組合監査の実施方針及び年間監査計画

令和6年3月26日監査委員決定

盛岡地区広域消防組合監査基準(令和2年監査委員告示第1号)第14条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の実施方針及び年間監査計画を次のとおり策定します。

1 令和6年度実施方針

(1) 基本方針

組合の事務執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、 予算執行状況にも留意しながら、合規性や正確性に加え、成果や効果等を分析 し、経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) の3 E の観点から、住民の視点に立った監査を実施します。

(2) 重点項目

令和6年度の重点項目は、次のとおり定め、定期監査において重点的に監査を 実施します。

ア 収入事務

収入事務は、支出事務と異なり、全庁的なチェック体制が整っていない事務であること、誤りの発生が直接住民に影響を及ぼす可能性が高い事務であることを踏まえ、収入における調定額の算定が適正であるかについて監査を実施します。

イ 委託契約事務

民間活力の活用手段として、様々な業務委託が実施されている現状を踏ま え、実施結果が適切に把握され、事業目的の達成が確認されているかを主眼と し、特に契約の内容は適正であるか、事務の執行は適正であるか、検査(履行 確認)は適正に行われているかについて監査を実施します。

ウ 現金取扱事務

紛失や盗難等のリスクがある現金は、特に厳正な取扱いが求められることから、財務規則等にのっとり、現金の収入から払込みまでの一連の事務が適正に 行われているかについて監査を実施します。

2 令和6年度年間監査計画

実施方針を踏まえ、令和6年度に実施する監査の種類等は、次のとおりとします。また、監査対象機関、実施時期等については、別紙「令和6年度監査計画表」のとおりとします。

なお、住民監査請求に基づく監査や随時監査等については、請求があった場合な ど必要があると認めたときに、個別に計画し、実施します。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

ア 定期監査

財務監査と行政監査を総合的かつ一体的に実施します。

(ア) 財務監査(地方自治法第199条第1項及び第4項)

財務に関する事務執行及び経営に係る事業管理について、適正、合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、監査を実施します。

(イ) 行政監査(地方自治法第199条第2項)

一般行政事務の適正性、効率性及び妥当性に重きを置く監査として、事務 事業の執行が適正で効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営が合 理的に行われているかを主眼とし、監査を実施します。また、必要があると 認めたときに、個別に実施します。

イ 例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

毎月検査日を定めて、会計管理者の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われている か検査します。

ウ 決算審査(地方自治法第233条第2項)

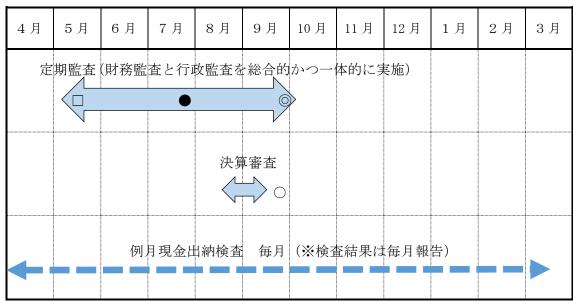
例月現金出納検査等の結果などと有機的に連携させ、効率的かつ効果的に決算書その他の関係書類の計数の正確性を検証し、予算執行又は事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(2) 各監査の実施予定期間及び報告・公表の時期等

監査対象の課等の長に対し、事業等の説明を聴取して、監査結果の報告及び公表の前に講評を行います。

また、各監査の結果報告日からおおむね3か月後を目途に、盛岡地区広域消防組合監査基準に基づく措置に係る通知を取りまとめ、その内容を公表します。

各監査の実施時期及び管理者等に対する結果報告の時期等は、次のとおりです。



※□:実施通知:●説明聴取 ◎:講評、結果報告·公表 ○意見書提出

(3) 監査等の実施体制

監査の実施に当たり、事務局は日常的な準備、予備監査等を行うとともに、 監査に従事したときは、速やかに監査委員に復命し、説明を行います。

監査委員は、関係者からの説明聴取により監査を実施します。

また、専門的分野については、監査専門委員と連携し、監査を実施します。